

国際日本文化研究センター外国人研究者等データベース構築プロジェクト実施要
項

平成 28 (2016) 年 9 月 8 日 所長裁定
令和 8 (2026) 年 8 月 6 日 最終改正

(目的)

第 1 条 国際日本文化研究センター（以下「日文研」という。）は 1987 年の創設以来、その設置目的である日本文化に関する国際的・学際的な総合研究と世界の日本研究者に対する研究協力・支援を行ってきた。2017 年度に創立 30 周年を迎え、より一層、海外の日本研究機関や外国人研究者等の情報収集を行い、更なる海外交流、研究者のネットワーク形成が求められる。国際日本文化研究センター外国人研究者等データベース構築プロジェクトはこの事業に資するための外国人研究者等データベース（以下「データベース」という。）の構築を目的とする。

(組織等)

第 2 条 日文研におけるデータベース構築に係る最高責任者は所長とし、所長の下に次に掲げる者をもって組織する日文研外国人研究者等データベース構築プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を置く。

- (1) 所長が指名する副所長
- (2) 研究調整主幹（研究）
- (3) 国際研究推進部長
- (4) IR 室長
- (5) 管理部長
- (6) 総務課長、財務課長、研究協力課長、情報管理課長
- (7) その他所長が必要と認めた者

- 2 プロジェクト会議に議長を置き、所長が指名する構成員をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。
- 4 プロジェクト会議は、日文研外国人研究者等データベース構築プロジェクトの実施、検証、改善等について審議し決定する。
- 5 プロジェクト会議の運営に必要な事項は、プロジェクト会議が定める。

(プロジェクト作業部会)

第 3 条 プロジェクト会議の下に、日文研外国人研究者等データベース構築プロジェクトを検討、推進するため、次に掲げる作業部会を置き、次に掲げる者を~~持~~もって組織する。

- 1 外国人研究者等データベース構築作業部会
 - (1) 研究協力課長
 - (2) 研究協力課研究支援係長
 - (3) 研究協力課国際研究推進係長

- (4) 情報管理課情報システム係長
- (5) 総務課長
- (6) 財務課長
- (7) I R 室員 (助教)
- (8) その他所長が指名する副所長が必要と認めた者

2 名簿管理システム作業部会

- (1) 総務課長
- (2) 財務課長
- (3) 総務課総務企画係員 若干名
- (4) 総務課広報係長
- (5) 総務課出版編集係員 若干名
- (6) 情報管理課情報管理企画係長
- (7) 情報管理課情報システム係長
- (8) I R 室員 (助教)
- (9) その他所長が指名する副所長が必要と認めた者

3 プロジェクト作業部会にリーダーを置き、所長が指名する副所長が指名する構成員をもって充てる。

4 リーダーに事故があるときは、リーダーがあらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

5 プロジェクト作業部会は、次に掲げる事項についてデータベース構築の一体化に主眼を置き、各々連絡を緊密に取り合いながら審議する。

- (1) 日文研における外国人研究者等のデータベース構築に関する事項
- (2) 日文研における各種出版物や広報媒体の発送に使用する名簿管理システムに関する事項
- (3) その他プロジェクト会議が審議を指示する事項

6 プロジェクト作業部会は、前項各号の進捗状況等についてプロジェクト会議に報告する。

(任期)

第4条 プロジェクト会議、プロジェクト作業部会の構成員の任期は、委嘱日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(報告)

第5条 プロジェクト会議は、日文研外国人研究者等データベース構築プロジェクトの進捗状況等を所長に報告する。

(庶務)

第6条 プロジェクト会議の庶務は、管理部総務課において各課の協力を得て行う。

2 プロジェクト作業部会の庶務は、各リーダーが所属する課において各課の協力を得て行う。

(その他)

第7条 この申合せに定めるもののほか、データベース構築に係る必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要項は、平成28年9月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元（2019）年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8（2026）年8月6日から施行する。